

令和6年1月24日

第1回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第1回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和6年1月24日(水) 午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 協 議

(1) 文化財保護に関する事務の市長部局への移管について 1

(2) 倉吉市立中学校統一型制服導入について 当日資料

(3) 倉吉市立中学校における部活動の地域連携・地域移行について 2

5 教育長報告

6 報告事項

各課報告(別紙)

7 その他

8 閉 会



倉 観 光 第 404 号
令 和 6 年 1 月 16 日

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸 様

倉吉市長 広田 一恭



文化財保護に関する事務の市長部局への移管に伴う意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により市の文化財保護に関する事務を市長の事務として管理、及び執行しようとするに伴い、同法第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

関係条例の制定・改正（案）

- (1) 倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例（新規制定）
- (2) 倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例に伴う関係条例の整備に関する条例（新規制定）
 - ・ 倉吉市事務分掌条例の一部改正
 - ・ 倉吉市職員定数条例の一部改正
 - ・ 倉吉市文化財保護条例の一部改正
 - ・ 倉吉市文化財保護審議会条例の一部改正
 - ・ 倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正



倉吉市立中学校における部活動の地域連携・地域移行について

1 背景

(1) 現状と課題

- ①少子化による生徒数の減少により、部活動の維持・継続が困難な状況にある。
- ②教員の部活動指導が時間外業務時間の主な要因であり、負担となっている。
- ③その他

(2) 国の動き

- ①令和2年度「学校の働き方を踏まえた部活動改革」策定
- ②令和4年度「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的ガイドライン」策定(令和5年度から7年度を「改革推進期間」とする。)

(3) 県の動き

- ①令和3年度「鳥取県運動部活動在り方検討会」設置
- ②令和4年度～「鳥取県部活動在り方検討会」へ名称変更
(令和3年度・3回、令和4年度・2回、令和5年度・1回 計6回開催)
- ③令和5年8月「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」策定

(4) 教員へのアンケート

・令和5年2～3月の間、中部地区内の中学校8校 156名の教員を対象として、部活動地域移行に関するアンケートを実施

問1) 休日(土日)の部活動において、複数校で行う合同部活動になった場合、あなたはその部活動の指導を希望しますか。

【希望する:23.7% 希望しない:76.3%】

問2) 休日(土日)の部活動を地域移行した場合、あなたは地域での指導に関わりたいですか。

【関わりたい:27.1% 関わりたくない:72.9%】

2 倉吉市における推進(案)

(1) 目的

- ①生徒がスポーツや文化芸術活動を実施することが出来る機会や環境の確保
- ②教員の時間外業務時間と負担の軽減
- ③その他

(2) 考え方

①活動日

【県推進計画】

- ・休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取り組みを推進する。
- ・休日の部活動を望まない教員が部活動指導に従事しなくてもよい環境を構築する。
- ・休日の活動環境を学校関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築する。

【市方針】

◎平日の活動は、基本的に学校の部活動として活動機会を確保する(従来どおり)が、休日については、学校若しくは地域関係者による活動環境を構築する。

②形態

【県推進計画】

・「地域移行型」を基本とするが、新しい部活動の形態(「拠点校(合同部活動)型」又は「地域連携型」)により活動機会を確保する。

注)「地域移行型」における「地域クラブ」は以下の要件を満たす必要あり。

- ア 休日の生徒の活動機会確保を目的としている。
- イ 国のガイドラインを遵守した活動をおこなっている。
- ウ 部活動の教育的意義や目的を継承し、生徒の人間形成に寄与する活動を目的としている。
- エ 中学校体育連盟主催大会の出場認定要件を満たしている。

【市方針】

◎直ちに地域への移行は困難であり、当面「**拠点校(合同部活動)型**」の実施を推進する。

③開始時期

【県推進計画】

- ・地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から実施する。
- ・令和5年度から7年度を「改革推進期間」とし、県・市町村及び関係団体が連携して地域連携・地域移行に取り組むが、一律の期限は設けない。
- ・令和5年度は、現状把握(指導者、受け入れ可能団体の状況)、課題や問題点を洗い出し、方向性について検討する。
- ・令和6年度以降、準備が整った市町村、学校、種目から推進していく。

【市方針】

・令和5年度は、関係者等による意見交換会(検討会)を設置し、県推進計画に基づいた本市の基本的な方針を示すとともに、学校現場の現状把握等を行い、実施に向けた取り組みを推進する。

◎令和6年度より、準備の整った学校、種目から取り組みを推進する。

(3)基本方針

◎倉吉市立中学校における休日の部活動については、令和6年度より体制の整った学校・種目から「**拠点校(合同部活動)型**」を開始し、将来的な地域への移行については協議会を設置の上、協議を進めていく。

3 今後の進め方について

- ・令和5年度 意見交換会(検討会)の設置、学校現場の現状把握
- ・令和6年度 拠点校(合同部活動)型の推進、意見交換会(検討会)及び協議会の設置
- ・令和7年度 地域移行に向けた協議・検討
- ・令和8年度 本格的な地域移行の推進